

アジア感染症対策プロジェクト規約

2016年6月8日施行

2004年から2015年3月まで、アジア大都市ネットワーク21(ANMC21)の共同事業である「アジア感染症対策プロジェクト」を各都市が協力して実施してきたことを踏まえ、今後も継続して各都市の協力の下に感染症対策に取り組むため、次のとおり合意する。

第1章 総則

(名称)

第1条 このプロジェクトの名称は、「アジア感染症対策プロジェクト」とする。

(目的)

第2条 このプロジェクトは、アジア各都市の感染症対策従事者のネットワークを構築し、各都市が協力してアジアにおける感染症対策の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 このプロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うこととする。

- (1) アジア感染症対策プロジェクト会議の開催
- (2) その他このプロジェクトの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 このプロジェクトを運営するために事務局を設ける。

- 2 事務局を東京に置く。
- 3 事務局は、事業実施及び会議開催に関する連絡調整及び支援を行う。

第2章 参加都市

(参加都市)

第5条 このプロジェクトは、第2条の目的に賛同するアジアの首都及び大都市で構成する。参加都市は、別表のとおりとする。

(加入)

第6条 このプロジェクトに新たに参加しようとする都市は、文書を添え、事務局に参加を申請するものとする。

2 参加の承認には、全参加都市の賛成を必要とする。

3 参加都市の承認は、事務局において全参加都市の賛成が確認された日をもって効力を有するものとする。

4 事務局は、新たな参加都市が承認された場合には、速やかに他の参加都市にその旨を通知するものとする。

(脱退)

第7条 参加都市は、事務局に脱退を文書で申し出ることにより、脱退することができる。

2 脱退の効力は、脱退の申し出が事務局に届いた日から有する。

3 事務局は、脱退の申し出があった場合には、速やかに他の参加都市にその旨を通知するものとする。

第3章 アジア感染症対策プロジェクト会議

(名称及び開催頻度)

第8条 「アジア感染症対策プロジェクト会議」(以下、会議と略す)を、原則として1年に1回開催する。

(構成)

第9条 会議は、第5条に規定する参加都市をもって構成する。

(オブザーバー)

第 10 条 事務局及び第 8 条に定める会議を開催する都市は、第 5 条に定める参加都市以外の都市又はその他の組織の参加がこのプロジェクトにとって有用と認められる場合、当該都市または組織をオブザーバーとして、会議に参加させることができる。

(議事)

第 11 条 会議の議事は、次のとおりとする。

- (1) 参加都市の感染症の発生状況及び感染症対策に関する情報交換
- (2) このプロジェクトの事業の進行状況の報告
- (3) 次回の会議開催都市の決定
- (4) その他、このプロジェクトの運営についての重要な事項に関すること

(開催の事務及び議事進行)

第 12 条 会議開催に係る事務及び議事進行は、原則として開催都市が務める。

(議決)

第 13 条 第 11 条の議事のうち、議決を必要とするものについては、本規約の他の条項に定める場合を除き、出席した参加都市の過半数の賛成をもって決する。ただし、会議の議決によりがたい場合は、書面により表決することができる。

2 書面による場合、参加都市の過半数の賛成により決する。

(開催都市の決定)

第 14 条 会議の開催都市は、参加都市の立候補によるものとする。ただし、原則として同一都市での連続開催はしない。

2 立候補のなかった場合、会議開催について参加都市間で協議する。

(経費負担)

第 15 条 会議の開催都市は、会議開催に係る経費を負担し、また出席都市は旅費、宿泊費等会議出席に係る経費を負担する。

(報告書の作成)

第 16 条 会議を開催した都市は、原則として会議終了後 3 か月以内に実施報告書を参加都市に送付する。

第4章 雑則

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が参加都市に諮って定める。

別表

参加都市リスト

バンコク

デリー

ハノイ

ジャカルタ

クアラルンプール

マニラ首都圏

ソウル

シンガポール

台北

東京

トムスク

ヤンゴン